

元気なうちに、家族と話しておくために

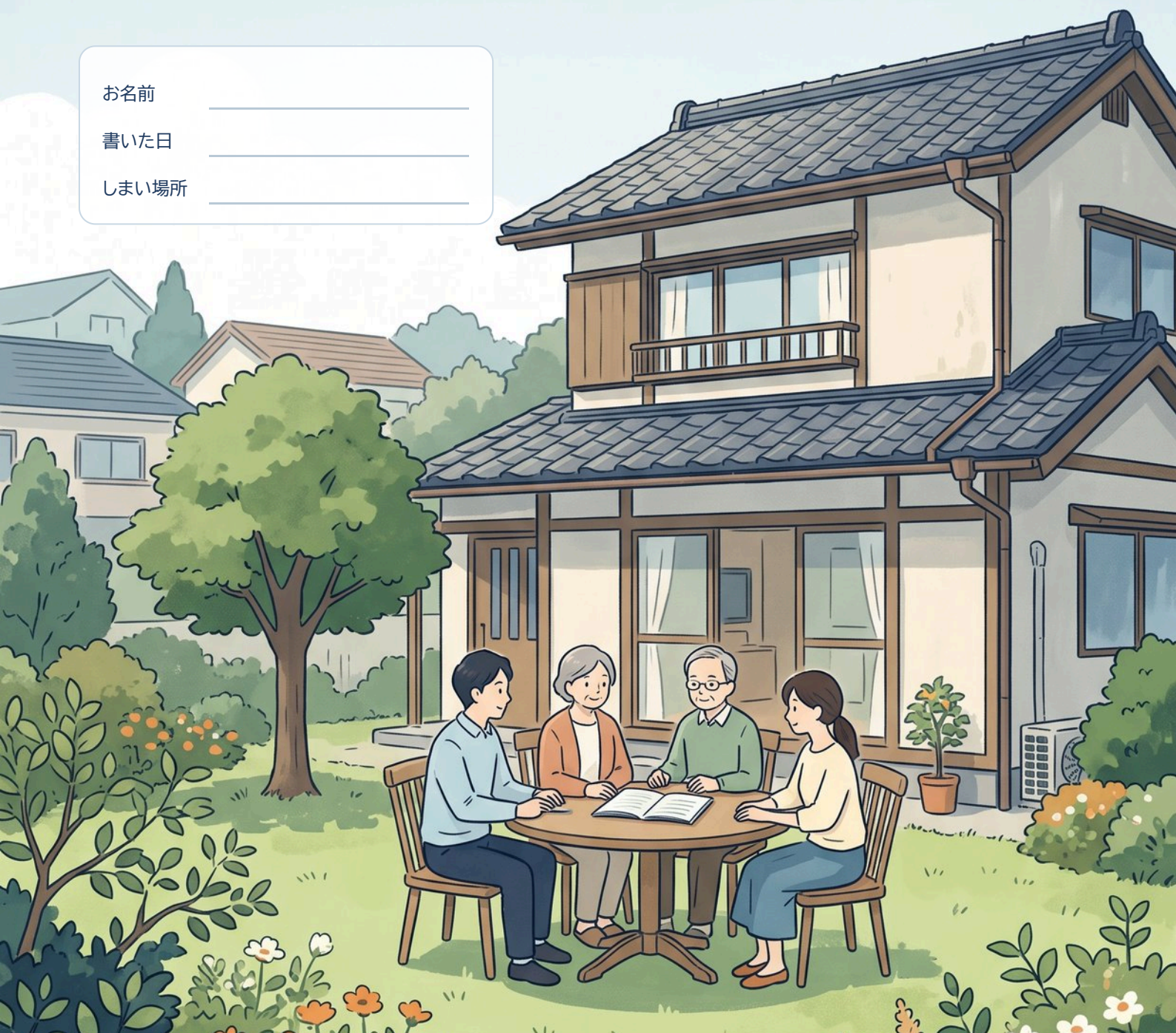
実家と家族の 安心ノート

家と土地のこと、お金のこと、もしものときの希望。
家族に伝えておきたいことを、1冊に。

お名前

書いた日

しまい場所



はじめに

相続のご相談でいちばん多いのは、「親が何を持っていて、どうしたかったのか分からない」というお話です。とくに家と土地は、権利証のありかや名義、誰が住むのかが分からないまま、家族の話し合いが止まってしまうことがよくあります。

このノートは、元気なうちに、ご自分のことと家と土地のこと、家族に伝えておきたい希望を書き留めておくためのものです。

ご本人が書いても、親御さんと一緒に話しながら書いても構いません。

書けるところから、少しずつ埋めていってください。

このノートの使い方

- ☐ 全部を書かなくて大丈夫です。分かるところ、書きたいところだけで十分役に立ちます。
- ☐ しまった場所を、家族に伝えておきましょう。見つからなければ、せっかく書いても使われません。
- ☐ 年に1回は見直しましょう。お正月やお盆など、家族が集まる時期がおすすめです。下の欄に日付を残せます。
- ☐ このノートに法的な効力はありません。財産の分け方を決めておきたいときは、遺言書が必要です(P.12)。

書かないもの キャッシュカードの暗証番号、ネットバンキングやスマートフォンのパスワード、マイナンバーの番号は、このノートに書かないでください。なくしたときに悪用されるおそれがあります。

もくじ

1	わたしのこと	P.3
2	家族・親族と連絡先	P.4
3	家と土地の一覧	P.5
4	家と土地で確かめておきたいこと	P.6
5	この家を、これからどうしたいか	P.7
6	預貯金・保険・証券	P.8
7	借入・毎月の支払い・デジタルのこと	P.9
8	医療・介護・葬儀の希望	P.10
9	家族へのメッセージ	P.11
10	このノートと遺言書のちがい・ご相談窓口	P.12

見直した日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

1

わたしのこと

相続の手続きでは、本籍地や生まれた場所が分かると、戸籍を集める時間がぐっと短くなります。

名前(ふりがな)	
生年月日	年 月 日
住所	
本籍地	
生まれた場所・ これまで住んだ所	
結婚・離婚の歴	前の結婚で生まれた子がいる場合は、ここか P.4 に書いておくと、手続きがスムーズです。

大事な書類のしまい場所

番号は書かず、「どこにあるか」だけを書いておきましょう。

マイナンバーカード	
健康保険証・介護保険証	
年金手帳・年金の通知	
通帳・印鑑(実印・銀行印)	
家の権利証・ 登記識別情報	
固定資産税の通知書	
遺言書(あれば)	自宅・公証役場・法務局(保管制度) など

メモ 趣味・よく行く場所・大切にしていること など



2

家族・親族と連絡先

もしものときに連絡してほしい人を書いておきましょう。

遠方に住んでいる家族や、しばらく会っていない親族も、相続のときには全員が手続きに関わります。

名前	続柄	住所・電話番号	メモ
記入例 八潮 一郎	長男	東京都〇〇区… 090-xxxx-xxxx	実家の鍵の合いかぎを渡している

入院・もしものときに連絡してほしい人

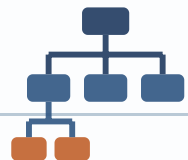
名前	関係(友人・会社など)	電話番号

ポイント

相続人は、配偶者と子(子がいなければ親、親もいなければ兄弟姉妹)です。

相続人が1人でも欠けると、遺産の分け方の話し合いができません。連絡先が分からない家族がいる場合は、早めに相談しておくで安心です。

■ 家系図のメモ わたし・配偶者・子・孫・兄弟姉妹の関係を書いてみましょう



3 家と土地の一覧

自宅だけでなく、田畑・山林・駐車場・遠方の土地も書いておきましょう。

毎年5月ごろに届く固定資産税の納税通知書を見ると、持っている土地と建物、その評価額が分かります。

所在地(住所・地番)	種類	名義人・持分	いまの使い方・メモ
記入例 八潮市〇〇 123番4	土地・建物	本人(土地は妻と2分の1ずつ)	自宅。昭和58年に購入

家と土地の書類のしまい場所

権利証・登記識別情報	
買ったときの契約書・領収書	売るとき税金の計算で使います。家を建てたときの請負契約書も残しておきましょう。
測量図・境界の書類	
家の鍵・合いかぎ	

ポイント 「名寄帳(なよせちょう)」を市役所で取ると、その市にある本人名義の土地と建物を一覧で確認できます。八潮市は資産税課、草加市も資産税課が窓口です。

この家と土地のこと いつ・どうして手に入れたか、思い出、ご近所とのこと など



5 この家を、これからどうしたいか

家を誰が引き継ぐのか、売するのか残すのかが決まっていないと、相続のあとに家族の意見が分かれやすくなります。

ご本人の希望を、理由と一緒に書いておきましょう。家族と話した結果も残しておくで安心です。

この家(土地)について、わたしの希望は

- ☐ 家族の誰かに住んでほしい ☐ 売って、お金で分けてほしい ☐ 貸して、家賃を家族の役に立ててほしい
☐ まだ決めていない ☐ 家族に任せる

住んでほしい人・引き継いでほしい人

そう考える理由

家の中のもの(仏壇・家具・思い出の品など)について

家族と話したこと

話した日	話した人	決まったこと・それぞれの考え

不動産の実務13年の行政書士から

相続した家が空き家のまま何年も置かれてしまうのは、家族の誰かが「親は残してほしかったはず」と思い、話し合いが進まないときです。

ご本人が「売ってもいい」「〇〇に住んでほしい」と一言残しておくだけで、家族はずいぶん決めやすくなります。家の価値の目安を知りたいときは、査定だけのご相談もお受けしています。

6

預貯金・保険・証券

金融機関の名前と支店が分かるだけで、家族は残高証明書の請求や解約の手続きを始められます。残高は変わるので、書かなくて構いません。

書かないもの 暗証番号・ネットバンキングのパスワードは書かないでください。

預貯金

金融機関	支店	種類	メモ(年金の振込先・引き落とし など)
記入例 ○○銀行	八潮支店	普通	年金の振込先・公共料金の引き落とし

生命保険・損害保険(火災保険など)

保険会社	種類	受取人	証券のしまい場所・メモ

株式・投資信託・その他の財産

証券会社など	支店	内容・メモ(自動車・貴金属・ゴルフ会員権・人に貸しているお金なども)

7

借入・毎月の支払い・デジタルのこと

借金や保証人になっていることは、家族がいちばん知りにくいことです。

相続では借金も引き継ぐため、家族は原則3か月以内に、相続するか放棄するかを決めなければなりません。

借入・ローン・保証人

借入先・相手	内容	メモ(担保・保証人になっている など)
記入例 ○○信用金庫	住宅ローン	2030年に完済予定。団体信用生命保険あり

毎月・毎年の支払い

電気・ガス・水道・電話・新聞・会費・定期便など。止める手続きが必要なものです。

内容	支払い方法(口座・カード)	メモ

スマートフォン・パソコン・ネットのサービス

ネット銀行やネット証券は、通帳がないので家族が気づけません。サービスの名前だけでも残しておきましょう。

サービス・機器	家族にお願いしたいこと(解約・写真の保存 など)

8 医療・介護・葬儀の希望

ご本人が意思を伝えられなくなったとき、家族は「本人ならどうしたかったか」を考えて決めることになります。

迷わずにすむよう、希望を書いておきましょう。

医療・介護

かかりつけの病院・ 持病・飲んでいる薬	
病名や余命の告知	☐ 知らせてほしい ☐ 知らせないでほしい ☐ 家族に任せる
延命のための治療	☐ 希望する ☐ 苦痛をやわらげる治療だけ ☐ 家族に任せる
介護を受けたい場所	☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 家族に任せる
そのほかの希望	

葬儀・お墓

葬儀の形	☐ 一般葬 ☐ 家族葬 ☐ 直葬・火葬のみ ☐ 家族に任せる
宗派・お寺・連絡先	
お墓・納骨の希望	
互助会・葬儀の予約	
遺影に使ってほしい写真	

☐ ペット・大切にしているもの 世話をお願いしたい人、預け先 など



9

家族へのメッセージ

家族への感謝や、伝えておきたい思いを、自由に書いてください。

財産の分け方についての考えを書いておくのも、家族が話し合うときの助けになります。



書いた日

このノートは、家族に「伝える」ためのものです。

財産の分け方を「決めておく」には、法律で決められた形の遺言書が必要です。

ノートに「家は長男に」と書いても、相続人全員の話し合い(遺産分割協議)がまとまらなければ、その通りにはなりません。

	このノート	自筆証書遺言	公正証書遺言
分け方を決める力	ない(希望を伝えるだけ)	ある	ある
書き方	自由	本文・日付・名前を自分で手書きし、押印	公証人が作り、証人2人が立ち会う
なくす・書き直される心配	ある	ある(法務局の保管制度を使えば防げる)	原本を公証役場が保管
亡くなったあとの検認	—	必要(保管制度を使えば不要)	不要
費用の目安	無料	保管制度の手数料 3,900円	公証役場の手数料(財産の額で変わる)

- ☐ 遺言書考えたほうがよいのは 財産の多くが自宅や土地のとき／子がない夫婦／再婚で前の配偶者との子がいる／家を継ぐ人が決まっているとき／相続人の中に連絡が取りにくい人がいるとき
- ☐ 認知症に備えたいときは 家族信託や任意後見という方法もあります。判断する力があるうちにしかできないので、早めのご相談をおすすめします。

ご相談は

初回相談無料
ノートを書く途中でも

土日祝もOK
平日は夜20時まで(予約制)
水曜定休

出張相談無料
八潮・草加・三郷・越谷・春日部
オンライン相談も可

南出行政書士事務所

遺言書の作成サポート・相続の手続き

〒340-0815 埼玉県八潮市八潮2-1-30
TEL 080-6202-7672
<https://m-840.com/>
公正証書遺言 100,000円／自筆証書遺言 50,000円
(いずれも税別。公正証書は証人2名込み)



遺言書作成サポートの
詳しい内容はこちら

三共コスモス株式会社

家・土地の査定・売却・買取・賃貸

〒340-0815 埼玉県八潮市八潮2-1-30
TEL 048-998-6331
<https://www.sankyo-cosmos.com/>
宅地建物取引業 埼玉県知事(8)第015608号



家の価値を知りたい方は
こちら(査定のご依頼)